

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 公開特許公報(A)

(11) 特許出願公開番号

特開2006-187367

(P2006-187367A)

(43) 公開日 平成18年7月20日(2006.7.20)

(51) Int. Cl.	F I	テーマコード (参考)
<b>A 4 7 F 5/10 (2006.01)</b>	A 4 7 F 5/10	3 B 0 5 4
<b>A 4 7 B 47/02 (2006.01)</b>	A 4 7 B 47/02	3 B 1 1 8

審査請求 未請求 請求項の数 4 書面 (全 7 頁)

(21) 出願番号 特願2004-382926 (P2004-382926)  
 (22) 出願日 平成16年12月30日 (2004.12.30)

(71) 出願人 598026149  
 株式会社 関西工芸社  
 大阪府大阪市天王寺区空堀町5番5号  
 (72) 発明者 久保田 進  
 大阪市天王寺区空堀町5-5 株式会社関  
 西工芸社内  
 Fターム(参考) 3B054 AA02 BA06 BA11 BA14 BB04  
 BB10 BB13 EA02 EA03 FA01  
 3B118 AA04 BA04 BA05 BA17 BB02  
 CA02 CA03 CA04 CA09 CA12  
 CA14 CA17

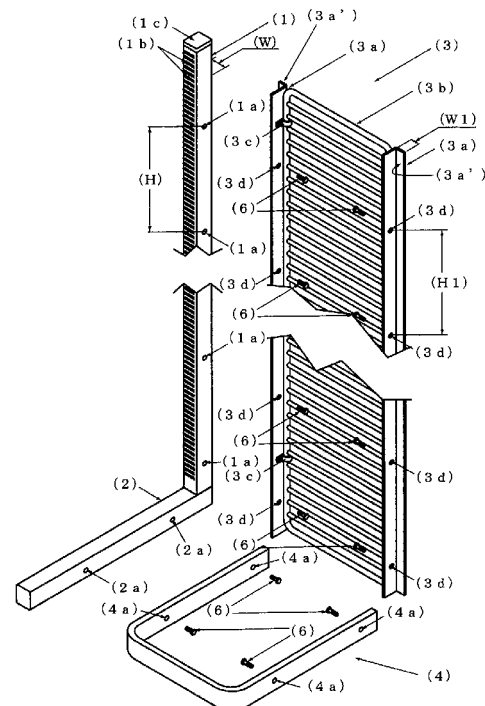
(54) 【発明の名称】 組立て式什器用のユニット

(57) 【要約】 (修正有)

【課題】 上下・左右に自由に展開できる什器を提供することにより、設置場所の制限や商品陳列上のデザイン性に合わせ什器を設置できるようにする。

【解決手段】 支柱部1とその下端に脚部2が一体化され、それぞれ左右側面に取付孔3dが左右対称に形成されていると共に、支柱部1の取付孔3dは上下に一定のピッチで3個以上形成してある柱部材と、前記支柱部1の取付孔3dと同じピッチ又はその整数倍の上下間隔で取付孔3dが複数形成され、前記支柱部1の側面から背面にわたる外形に沿う取付面を有すると共に、支柱部1の背面に当たるリップ部3aの突出量を支柱部1の幅の半分以下にしてある2枚の同形フランジ部3aがそのリップ部3aを背部にし取付面を外側に向けてバックパネル3本体の左右両側に一体化されたバックパネル3とからなることを特徴とする。

【選択図】 図1



**【特許請求の範囲】****【請求項 1】**

柱部材とバックパネルとからなる商品陳列用に設置される組立て式什器用のユニットにおいて、支柱部とその下端に脚部が一体化され、それぞれ左右側面に取付孔が左右対称に形成されていると共に、支柱部の取付孔は上下に一定のピッチで3個以上形成してある柱部材と、前記支柱部の取付孔と同じピッチ又はその整数倍の上下間隔で取付孔が複数形成され、前記支柱部の側面から背面にわたる外形に沿う取付面を有すると共に、支柱部の背面に当たるリブ部の突出量を支柱部の幅の半分以下にしてある2枚の同形フランジ部がそのリブ部を背部にし取付面を外側に向けてバックパネル本体の左右両側に一体化されたバックパネルとからなることを特徴とする組立て式什器用のユニット

10

**【請求項 2】**

請求項 1 又は 2 に記載の組立て式什器用のユニットにおいて、バックパネルの支柱部側面への当接面間隔と同じ幅を持ち、左右に前記脚部の取付け用孔に適合する取付孔を有する左右対称形の脚部連結具が追加されていることを特徴とする組立て式什器用のユニット

**【請求項 3】**

請求項 1 に記載の組立て式什器用のユニットにおいて、前記バックパネルの幅は、建築物の壁面基準幅寸法の略整数分の 1 に設定してあることを特徴とする組立て式什器用のユニット

**【請求項 4】**

請求項 1 から 3 の何れかに記載の組立て式什器用のユニットに追加する延長用支柱部材であって、下端に前記支柱部上端への接合具が設けられていて、左右側面に取付孔が形成されていると共に、前記支柱部に接合した状態で、その最下端の取付孔と支柱部の最上端の取付孔との上下間隔が支柱部の取付孔間隔と同じとなるように設定してあることを特徴とする組立て式什器用のユニットに追加する延長用支柱部材

20

**【発明の詳細な説明】****【技術分野】****【0001】**

本発明は、柱部材とバックパネルとからなる商品陳列用に設置される組立て式什器に関し、設置場所にて容易に組み立てが出来るようにしたものである。

**【背景技術】**

30

**【0002】**

従来より特開 2004 - 202066、特開 2003 - 116682 公報に示されているように、設置場所にて容易に組み立てが出来るようにした什器が知られている。

これらは、設置場所へ搬入と組立ての容易性並びに組立て後の強度などを配慮して構成されており、組立て後の形状は定められた一定のものでしかなかった。

このため商品陳列方法や設置場所の形状などにあわせるには、当該什器に組み付ける棚板の配置、複数の什器の組み合わせ等によるしかなかった。

このような従来 of 什器では、多種多様に異なる設置場所に対応しながら商品陳列のデザイン性を確保するようなことができないという問題があった。

**【発明の開示】**

40

**【発明が解決しようとする課題】****【0003】****【0004】**

本発明はこのような実情に鑑み、上下・左右に自由に展開できる什器を提供することにより、設置場所の制限や商品陳列上のデザイン性に合わせ什器を設置できるようにすることを目的とする。

**【課題を解決するための手段】****【0005】**

上記目的を達成するため、本発明の組立て式什器用のユニットは、支柱部とその下端に脚部が一体化され、それぞれ左右側面に取付孔が左右対称に形成されていると共に、支柱

50

部の取付孔は上下に一定のピッチで3個以上形成してある柱部材と、前記支柱部の取付孔と同じピッチ又はその整数倍の上下間隔で取付孔が複数形成され、前記支柱部の側面から背面にわたる外形に沿う取付面を有すると共に、支柱部の背面に当たるリブ部の突出量を支柱部の幅の半分以下にしてある2枚の同形フランジ部がそのリブ部を背部にし取付面を外側に向けてバックパネル本体の左右両側に一体化されたバックパネルとからなることを特徴とする構成を採用した。

【発明の効果】

【0006】

上記構成により最小限は2本の柱部材と1本のバックパネルにより構成できるが、左右に展開する場合は、柱部材とバックパネルを1本づつを一組として必要な組数を追加するのみで展開が可能である。

10

つまり左右に展開した場合にでも2本の柱が隣接するようなことはなく、あたかもその設置場所にあわせた什器を特注したような外観を保持できるものである。またこのようにすることで什器の支柱部に取付ける棚板も連続して配置することができるので一体感のある外観を展開の如何によっても保有させることができる。

さらに、上下にずれて柱部材とバックパネルとを連結することも可能であるから、階段壁などの傾斜した壁面に沿って設置する場合にその傾斜に合わせバックパネルを階段状に展開することも可能である。

つまり設置場所の制約や陳列デザインに合わせ左右上下に自由に展開できながらその一体感を損なわない什器を提供できるようになった。

20

さらに、支柱部の背面と側面の双方に沿うフランジ部を用いることにより、柱部材とバックパネルとの相対的な位置あわせが容易になり組立作業が容易になるばかりでなく、接合後は、柱部材とバックパネルの強度を補強するので、柱部材とバックパネルを上下にずらせても著しく強度を劣化することがなくなった。

【0007】

さらに、前記バックパネルの幅を建築物の壁面基準幅寸法の略整数分の1に設定しておくことにより、同じ大きさのバックパネルと柱部材のみでほとんどの設置場所に対応することが出来るようになった。

【0008】

また、バックパネルの支柱部側面への当接面間隔と同じ幅を持ち、左右に前記脚部の取付け用孔に適合する取付孔を有する左右対称形の脚部連結具を用いれば、脚部の連結強度を増すことができ、重量のある商品を陳列するに当たり十分な強度を保有させることができた。

30

【0009】

そして、左右側面に取付孔が形成されていると共に、前記支柱部に接合した状態で、その最下端の取付孔と支柱部の最上端の取付孔との上下間隔が支柱部の取付孔間隔と同じとなるように設定してある延長用支柱部を支柱部上端に接合することにより、さらに高い位置までバックパネルを位置させ、設置場所や陳列デザインへの対応自由度を一層増大させることが出来た。

【発明を実施するための最良の形態】

40

【0010】

以下に、本発明の最良の実施形態を例示するが、本発明はこれによって限定されるものではない。

【実施例1】

【0011】

柱部材はいずれも角筒よりなる支柱部(1)と脚部(2)により構成されている。

前記支柱部(1)の前面には棚板(図外)を掛け止めする棚板用孔(1b)が左右2列に上下に一定間隔で多数形成されている。

また左右側面には一定の上下間隔(H)をもって3個以上の取付孔(1a)が左右同じ高さで設けてある。なおこの取付孔(1a)は、ネジが形成してあり取付用ボルト(6)

50

が螺合できるようにしてある。(1c)は上端を閉止するキャップであって、取外しが可能である。

前記脚部(2)の左右側面には前記取付ボルト(6)と螺合するネジ付き取付孔(2a)が同じ配置で設けてある。

【0012】

バックパネル(3)は、パネル本体(3b)と左右のフランジ部(3a)とにより構成されている。パネル本体(3b)は、矩形のフレームに横棧が一定間隔で多数配置されたもので、当該横棧は、商品陳列用の各種器具や表示カードなどを取り付けるためのものである。

前記フランジ部(3a)は、前記支柱部(1)の側面と背面の双方に沿うLの字状のアンクル材により構成されている。 10

そして支柱部(1)の背面に対応するリブ部(3a')の幅(W1)は、前記支柱部(1)の幅(W)の半分より少々小さめにしてある。

このようにして、1本の支柱部(1)の左右両側にバックパネル(3)を取付けても、相互のフランジ部が干渉しないようにしてある。

【0013】

前記フランジ部(3a)には、前記支柱部(1)に設けた取付孔(1a)の上下間隔(H)と同じ間隔(H1)をもって取付孔(3d)が3個以上、全長にわたって設けてある。

この取付孔(3d)は取付ボルト(6)のネジ部を通過させるもので、その頭により支柱部(1)に押さえつけ固定されるようになっている。 20

このように構成した2本のフランジ部(3a)を前記パネル本体(3b)の左右両側に支柱部(1)への当接面を外側に向け、リブ部(3a')を背面にして連結具(3c)により一体固定してある。

【0014】

(4)は脚部連結具であって、剛性の高い金属をUの字状に形成したもので、その両側辺には、前記脚部(2)の取付孔(2a)に対応する箇所を取付孔(4a)が形成してある。この取付孔(4d)は取付ボルト(6)のネジ部を通過させるもので、その頭により脚部(4)に押さえつけ固定されるようになっている。

【0015】

以上のように構成することで、図2に示すように、左右及び上下に展開できるようになった。取付孔(1a)(3d)の上下間隔(H)(H1)及びバックパネル(3)の横幅により展開の精度は異なるが、(H)(H1)については15cm間隔、バックパネル(3)の横幅は30cm程度が、建築上の壁面寸法単位と商品陳列デザインの多くに適合できる寸法である。

【実施例2】

【0016】

本実施例は、支柱部(1)を上方に延長する延長用支柱部材(5)について例示する。

【0017】

当該延長用支柱部材(5)は、前記支柱部(1)を構成する角筒材と同じ断面の材料を用いた角筒状である。その下端には前記支柱部(1)の上端に嵌り込む角筒状の接合パイプ(5b)の上部が嵌合固定されている。 40

前面には前記支柱部(1)に設けた棚板用孔(1b)と同様な棚板用孔(5c)が設けてある。また左右両側面には取付ボルト(6)用のネジ付き取付孔(5a)が前記支柱部(1)の取付孔(1a)の間隔(H)と同じ間隔(H2)をもって複数形成してある。

その取付孔(5a)の内最下端にあるものは、前記支柱部(1)に接合した状態でその最上部にある取付孔(1a)との間隔(H3)が前記間隔(H)と同じになる位置に形成してある。

【0018】

このようにして、当該延長用支柱部材(5)を支柱部(1)に接合しても、延長してい 50

ない場合と同様にバックパネル(3)を上下に展開できるようにしてある。

【実施例3】

【0019】

本実施例は、支柱部(10)を円柱状にした例を示す。

支柱部(10)は円筒状の鋼管を使用している。

前記支柱部(10)の前面には棚板(図外)を掛け止めする棚板用孔(10b)が左右2列に上下に一定間隔で多数形成されている。

また左右側面中央には一定の上下間隔(H0)をもって3個以上の取付孔(10a)が左右同じ高さで設けてある。なおこの取付孔(10a)は、ネジが形成してあり取付用ボルト(6)が螺合できるようにしてある。(10c)は上端を閉止するキャップであって、取外しが可能である。

10

【0020】

バックパネル(30)は、パネル本体(30b)と左右のフランジ部(30a)とにより構成されている。パネル本体(30b)は、前記実施例1のパネル本体(3b)と同様なので説明を省略する。

前記フランジ部(30a)は、前記支柱部(10)の側面と背面の双方に沿う円弧状のアンクル材により構成されている。

そして支柱部(10)の背面に対応するリブ部(30a')の幅(W01)は、前記支柱部(10)の幅(W0)の半分より少々小さめにしている。

このようにして、1本の支柱部(10)の左右両側にバックパネル(30)を取付けても、相互のフランジ部が干渉しないようにしている。

20

【実施例4】

【0021】

本実施例は、支柱部(10)を上方に延長する延長用支柱部材(50)について例示する。

【0022】

当該延長用支柱部材(50)は、前記支柱部(10)を構成する円筒材と同じ断面の材料を用いた円筒状である。その下端には前記支柱部(10)の上端に嵌り込む円筒状の接合パイプ(50b)の上部が嵌合固定されている。

前面には前記支柱部(10)に設けた棚板用孔(10b)と同様な棚板用孔(50c)が設けてある。また左右両側面には取付ボルト(6)用のネジ付き取付孔(50a)が前記支柱部(10)の取付孔(10a)の間隔(H0)と同じ間隔(H02)をもって複数形成してある。

30

その取付孔(50a)の内最下端にあるものは、前記支柱部(10)に接合した状態でその最上部にある取付孔(10a)との間隔(H03)が前記間隔(H0)と同じになる位置に形成してある。

【0023】

このようにして、当該延長用支柱部材(50)を支柱部(10)に接合しても、延長していない場合と同様にバックパネル(30)を上下に展開できるようにしている。

【産業上の利用可能性】

40

【0024】

本発明は、設置場所固有の大きさや陳列デザインの要求に対し、左右のみならず上下にも展開してこれらに適合しながら一体感を保有できる什器ユニットで、店舗装飾の業界において広く要求されている自由度の高い什器を提供しえるようになった。

【図面の簡単な説明】

【0025】

【図1】 実施例1を示す分解斜視図

【図2】 実施例1を用いて上下左右に展開した什器の一例を示す正面図

【図3】 実施例2を示す斜視図

【図4】 実施例3の要部を示す分解斜視図

50

【図5】 実施例4を示す斜視図

【符号の説明】

【0026】

(1) (10) 支柱部

(1a) (10a) (2a) (5a) (50a) 取付孔(ネジ付き)

(2) 脚部

(3) (30) バックパネル

(4) 脚部連結具

(3d) (30d) (4a) 取付孔

(1b) (5c) (10b) (50c) 棚板用孔

(3a) (30a) フランジ部

(3a') (30a') リブ部

(3b) (30b) パネル本体

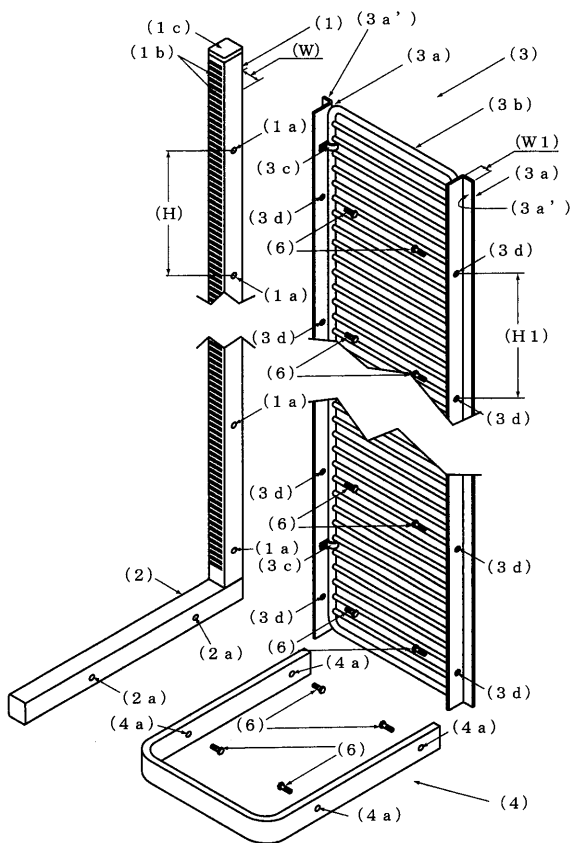
(H) (H0) (H1) (H01) (H2) (H02) 取付孔の上下間隔

(H3) (H03) 延長用支柱部材の最下端の取付孔と支柱部の最上端の取付孔との上下間隔

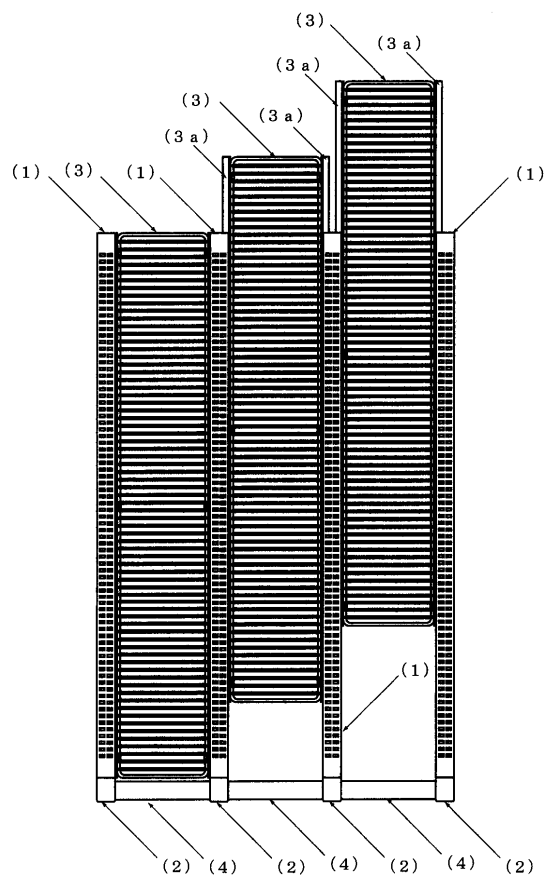
(W) (W0) 支柱部の幅

(W1) (W01) リブ部の突出長さ

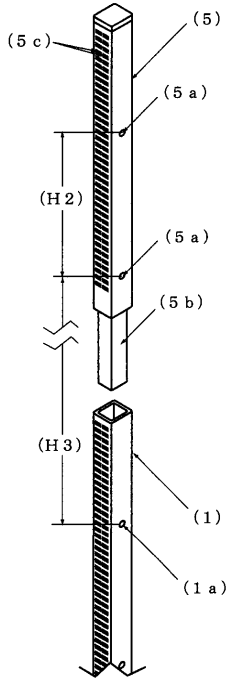
【図1】



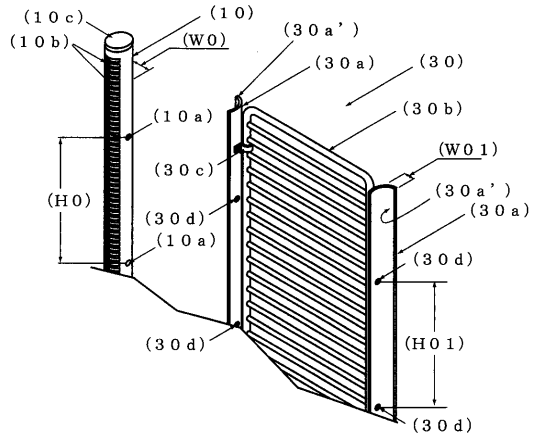
【図2】



【 図 3 】



【 図 4 】



【 図 5 】

